

第 3 0 回 環 境 審 議 会 次 第

平成 1 8 年 6 月 9 日 (金) 午 前 1 0 時 从 ち
明 石 市 生 涯 学 習 セ ン タ ー 学 習 室 2

- 1 市 長 挨 拶

- 2 新 委 員 紹 介
(資 料 1) 「 環 境 審 議 会 委 員 名 簿 」

- 3 明 石 市 環 境 基 本 計 画 見 直 し に 関 す る 諮 問

- 4 明 石 市 環 境 基 本 計 画 見 直 し に 関 す る 基 本 方 針 等 に つ い て
(資 料 2) 「 明 石 市 環 境 基 本 計 画 の 見 直 し に つ い て 」

- 5 今 後 の ス ケ ジ ュ ー ル に つ い て
(資 料 3) 「 環 境 基 本 計 画 見 直 し ス ケ ジ ュ ー ル 」

- 6 そ の 他

環境審議会委員名簿

平成18年6月1日

委員名	役職等	摘要
盛岡 通	大阪大学大学院工学研究科教授	会長
藤原 健史	京都大学大学院地球環境学助教授	副会長
安藤 昌廣	明石商工会議所会頭	
市川 憲平	姫路市立水族館長	
碓井 信久	兵庫・水辺ネットワーク(NGO)幹事	
榎本 和夫	市議会議員	新
垣内友美子	公募市民	
角野 康郎	神戸大学理学部生物学科教授	
川下 章	公募市民	
工藤 和美	明石工業高等専門学校建築学科講師	
上月 重寛	兵庫県三木土地改良事務所主幹	新
佐々木 敏	市議会議員	新
竹重 勲	公募市民	
椿野 利恵	市議会議員	新
永井 俊作	市議会議員	新
橋本 芳純	川崎重工業株式会社 明石事務所長	
林 まゆみ	県立淡路景観園芸学校主任景観園芸専門員(兵庫県立大学助教授)	
八木 英樹	兵庫県健康生活部環境局環境政策課長	新

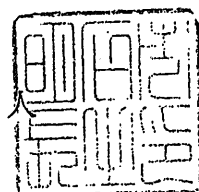
(敬称略)

- 備考 1 摘要欄の「新」は新委員を、数字は委員の選出区分を示す。
 なお、選出区分は、学識経験者、市議会議員、事業者及び市民の自主的団体の推薦を受けた者、市その他の関係行政機関、一般公募により選出された市民。
- 2 会長及び副会長以外は、五十音順

明環政諮第 1 号
平成 18 年（2006 年）6 月 9 日

明石市環境審議会会長 様

明石市長 北口 寛



明石市環境基本計画の変更について（諮問）

明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例（平成 11 年条例第 22 号）第 52 条第 2 項第 1 号の規定により、明石市環境基本計画の変更について、下記のとおり諮問します。

記

- 1 諮問内容 「明石市環境基本計画」の見直しに関すること
- 2 諮問理由 明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例の基本理念に基づき、明石市の環境の保全と創造の実現に向けた取り組みを示して、平成 12 年 2 月に策定した「明石市環境基本計画」については、その後の社会情勢及び環境を取り巻く状況の変化等に対応して、計画を見直す必要があるため。

明石市環境基本計画の見直しについて

1. 計画改訂の背景・理由

現行の「明石市環境基本計画」は、平成 12 年 2 月に策定され、平成 22 年（2010 年）までの 11 年間を計画対象期間としており、中間年の平成 17 年（2005 年）に見直しをするとされている。

環境基本計画「第 1 章 4 計画期間」

『なお、本計画は中間年の 2005 年(平成 17 年)に見直すものとします。』

2. 基本計画に関する意見等

市民との協働について

「環境対策の推進には市民、事業者、NPO などとの協力が不可欠である。市は意欲のある人材と協力して事業を進めていく必要がある」

環境教育・環境学習の推進

「より多くの一般市民が参加できる方法を検討してほしい」

めざすべき環境像実現のための施策の実施状況に対する指標について

「評価の基準がわかりにくいので、達成度を数値化するなど、施策の実施度がわかるようにしてほしい」

環境基本計画や年次報告書の公表について

「よりわかりやすい表現にすると共に、障害のある方などへの対応を考慮する必要があるのではないか」

すべて、年次報告書への市民意見による。

3. 見直しの基本方針

見直しにあたっては、

- (1) 参画と協働の考え方に基づき、見直し原案の作成段階から市民の参加を得て、最終的に市民提案のかたちで審議会に諮る
- (2) 施策の推進状況や数値目標について内容を精査し、現況に適合するものを構築する
- (3) より多くの市民の目に触れるよう、広報を工夫すると共に、電子媒体などを利用した公表を実施する

こととし、平成 18 年度に実施する。

環境基本計画見直しスケジュール

年	月	環境審議会	見直し作業
H18	6	・ 第 1 回環境審議会(6/9) 環境基本計画見直しについて諮問	・ 第 1 回(6/26) 委員への委嘱、委員間交流ワーク等 環境基本計画見直しについての方針
	7	・ 第 2 回環境審議会 平成 17 年度年次報告書素案審議 見直し作業の経過報告	・ 第 2 回(7/12)・第 3 回(7/24) ・ 第 4 回・第 5 回・第 6 回 明石市の環境の状況、基本計画について 共通認識を図る
	8		
	9	・ 第 3 回環境審議会 部会別検討案について審議	・ 第 7 回・第 8 回・第 9 回・第 10 回 部会に分かれ、課題抽出・プロジェクト 策定
	10		
	11	・ 第 4 回環境審議会 中間案発表調整	・ 第 11 回・第 12 回・第 13 回 プロジェクトの精査、中間案発表準備
12	・ 第 5 回環境審議会 答申案の最終調整について	[中間案発表]	
		・ 第 14 回・第 15 回・第 16 回 意見集約、プロジェクトへの反映 全体調整・ 案の確定	
H19	1		
	2	・ 第 6 回環境審議会 新たな環境基本計画を答申	(事務局) 審議会を経た最終案に基づき、環境基本計 画最終案を作成。庁内調整などを経て、環 境基本計画を決定・公表。
	3		

第 30 回 明石市環境審議会

日時 平成 18 年 6 月 9 日 (金) 午前 10 時 01 分

場所 明石市生涯学習センター 学習室 2

(助役あいさつ)

東助役 みなさん、おはようございます。ご紹介いただきました助役の東でございます。今日は北口市長が同時刻に他の用務がございまして、出席ができませんので、私が代理で参りました。お許しをいただきたいと存じます。

本日は第 30 回の明石市環境審議会にご出席を賜り、本当にありがとうございます。皆様方におかれましては、日頃から本市の環境行政に関しまして、大変ご尽力を賜っておりまして、心から厚く御礼を申し上げます。本日の審議会は平成 18 年度最初の開催となりますけれども、特に今年度におきましては、後ほど諮問をさせていただくことになっております明石市環境基本計画の見直しについて、より活発なご審議をお願いしたいと思っております。

明石市環境基本計画は、明石市の自然環境の保全と創造、並びに地球環境への影響を最小限に抑えることを目標として、平成 12 年 2 月に策定をされました。その後、市の各分野におきまして、計画に基づく各種の取り組みをさせていただいているところでございます。

しかしながら、6 年が経過いたしまして、その間の社会情勢なり環境の変化によりまして、それぞれに対応していくために平成 19 年度以降の計画推進に向けまして、見直しを行うことといたしたわけでございます。見直しの方針や具体的な内容につきましては、今後、順次ご審議いただく予定でございますが、この審議会が従来から先導的に取り組んでいただいております、参画と協働の考え方の具体化のひとつといたしまして、今回の見直しに当たりましては、原案作成の段階から市民の皆様に参加をしていただく中で、市民と行政のパートナーシップによりまして作り上げる基本計画を目指してまいりたいというふうに考えております。

す。

折しも、明石市のまちづくりの指針であります明石市第4次長期総合計画の見直しが、今年度からスタートいたしております。また、環境審議会から昨年度、分離して新設をされました資源環境推進審議会におきましても、一般廃棄物処理基本計画の見直しが進められているところでございます。年々、我々環境問題を取り巻く情勢につきましては厳しさを増しておりますけれども、この深刻さに十分対応していくために、そのことが持続可能な社会をつくり出していくということで、次の世代に豊かな環境を残していくために、行政の施策の指針となる新たな基本計画を作り出せますよう、委員の皆様方の知識と経験の豊かさを生かしていただきまして、十分にご審議をお願いいたしたいと思っております。ご多忙の中とは存じますけれども、その意を十分お酌み取りいただきまして、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

簡単でございますけれども、開催に当たりまして一言ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

事務局B ありがとうございます。

なお、本日の環境審議会でございますけれども、審議委員18名中、ただいま10名のご出席をいただいております。過半数のご出席ということでございますので、定足数を満たしておりますことから、環境基本条例施行規則第23条第2項の規定に基づき、本日の会議は成立いたしますことをご報告申し上げます。

引き続きまして、次第に基づきまして委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

(審議会委員・事務局自己紹介)

事務局B それでは、次第に基づきまして、諮問を東助役からいただきたいと思っております。助役さん、お願いいたします。

東助役 明石市環境審議会会長様 明石市長 北口寛人。明石市環境基本計画の変更について諮問。明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例第52条第2項第1号の規定により、明石市環境基本計画の変更について、下記のとおり諮問します。

記 1、 諮問内容 明石市環境基本計画の見直しに関すること。

2、 諮問理由 明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例の基本理念に基づき、明石市の環境の保全と創造の実現に向けた取り組みについて示し、平成12年2月に策定した明石市環境基本計画について、その後の社会情勢及び環境を取り巻く状況の変化等に対応して計画を見直す必要があるため。

どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 B どうもありがとうございました。東助役におかれましては、公務のご都合によりまして、ここで退席いたしますことをご了承いただきたいと思います。

東助役 どうも失礼いたしますが、よろしくお願いいたします。

(助役退席)

事務局 B それでは、ただいまから議事に移りますけれども、この環境審議会は公開ということで、傍聴者の方々へ資料配付をさせていただきます。それと、先ほどの諮問の内容を各委員さんに配付していただけますか。

資料と諮問の内容は、お手元に行き渡りましたでしょうか。

それでは、これより議事に移りますので、会長さん、後はよろしくお願いいたします。

会 長 おはようございます。そうしましたら、第30回ということで大変切りのいい環境審議会の開催でございますが、ただいま北口市長様から東助役様を通して、明石市環境基本計画の見直しに関するということで諮問をいただいております。この諮問の理由のところには、「明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例の基本理念に基づき」というところがございますので、これは、今日ご出席いただいている委員の皆様方におかれましては、この基本条例というのはどういうものになっているかということについては、また後ほど事務局のほうから資料等をご提供いただいたほうがいいのかと思います。いずれにしましても、5年を経過してございますので、必要な見直しをしていきたいと思います。目標年次は、平成22年ということでございますので、向

こう5年間を見据えるということは間違いはないのですが、現時点での将来見通しということになりますと、22年以降のことについても若干、議論の中に入ってくる可能性もあるかと思えます。

そういった、この基本計画の見直しに関するスタンスと申しますか、この点について事務局の側から若干のご説明をいただきたいと思っております。この点は式次第の4のところ、明石市環境基本計画の見直しに関する基本方針等についてというところでご説明いただけるというように思っておりますが、私の方で、ただいま助役様のほうからお話がございましたように、同時に第4次の明石市の基本計画の策定が進んでいるということがございますので、この第4次の基本計画本体の、明石市全体の施策の基本でございますので、それとの連携をどう図っていくのかということについても説明の中に織り込んでいただきたいなということ。

それから、審議会として、資源循環あるいは廃棄物に関する取り組みというのは別の審議会になってございます。この点については、副会長の藤原先生のほうからも有効な連携策を図っていただけるというように思いますけれども、個々のアクションを検討される中身と、この私どもの基本計画との間のすり合わせなり、その部分からの範囲をどうするかということについても、審議の中で深めていく必要があるんじゃないかと思っております。そのあたりのことも基本的なスタンスとして、事務局のほうで、若干基本方針の中でご説明いただくと大変ありがたいと思えます。

それじゃ、資料2、見直しについてという、この資料を用いてご説明いただけますでしょうか。よろしく申し上げます。

事務局 A 恐れ入ります、資料2をお願いいたします。

明石市環境基本計画は平成12年2月に策定されました。計画期間は平成22年までの11年間といたしまして、明石市の目指す環境像実現のため、各部署でさまざまな施策を取り組んでいるところでございます。

計画の見直しにつきましては、計画期間の中間に実施すること、また、社会情勢の変化や計画の達成度の状況など、必要に応じて見直しを検討することとなっております。これから説明いたします基本計画推進に際しての問題点、また基本計画に対する市民の方からの意見等を反映さ

せるため、見直しを実施したいと考えております。

平成12年度より基本計画の施策を推進するに当たりまして、浮かび上がってきました問題点が3つございます。1つは、当初の計画策定が、市民の意見が十分に反映されたものとなっていない点でございます。平成9年度から基本計画策定に当たりまして、環境審議会の創設、公開、ワークショップの開催、中間案や最終案に対する市民意見の募集などを行いました。市民との協働、パートナーシップに対する機運が熟していなかったこともございまして、市民の存在感が希薄なものとなっております。

2つ目は、数値目標を設定できなかったことでございます。これは市民からの意見にも挙げられておりますけれども、各部署で取り組みを行っていても、数値という目に見える手法がないため、どれほど計画が進捗しているのかが見えないという問題点がございます。

3つ目は、実施計画を策定していないことでございます。こちら先ほどの数値目標と同じく、進捗度合いが見えてこないところが市民にわかりにくいというものとなっております。

次に、環境基本計画に関する意見でございますけれども、当審議会での意見、また、年次報告書作成時や公表時に市民の方から多くの意見をちょうだいしております。その中から、計画の見直しに関するものだけを4点ほど取り上げてございます。

まず1点目でございますけれども、市民との協働についてということで、環境対策の推進には市民、事業者、NPOなどとの協力が不可欠である。市は意欲ある人材と協力して事業を進めていく必要がある、という意見がございました。ご意見のとおり、パートナーシップによる環境施策の取り組みは、組織の枠組みを構築すれば完成するものではなく、意欲ある人材の確保、各方面関係者の合意のほか、パートナーシップの取り組みを円滑に進めるための個人ネットのノウハウや、適した行政組織の構築など多くの課題があり、長期的に取り組む必要がございます。

2点目の意見としまして、環境教育・学習の推進に関してでございますけれども、より多くの一般市民が参加できる方法を考えてほしいというものでございます。市民や小中学校などの教育の現場からも、環境問

題を考える根本として、環境教育・学習の必要性、重要性が指摘されております。自主的な環境活動を支援するとともに、パートナーシップ組織を生かし、多くの市民の取り組みを推進する必要があると考えております。

続いて、指標の設定に関してでございます。評価の基準がわかりにくいので、達成度を数値化するなど、施策の実施度がわかるようにしてほしいという意見がございました。環境基本計画は、目指すべき環境像の実現のために実施する施策を明らかにし、その実施状況を年次報告で報告することになっておりますが、現段階では数値目標を立てることができておらず、取り組みの成果をわかりやすく公表する意味からも、数値化が必要であると考えております。

最後は、環境基本計画や年次報告書の公表方法でございます。文中の記述をよりわかりやすい表現にするとともに、障害のある方などへの対応を考慮する必要があるのではないかというものでございます。現在、これらの報告書は、広報あかしや環境政策課のホームページ上での広報を行うとともに、文書を手にとっていただける窓口を増やしております。しかし、より多くの方の目に触れる方法として、取り入れるべき手段や、また手にとっていただいた後に、実践していただくための工夫をする余地も残っていると考えております。

これまで説明いたしました基本計画策定後に挙げた問題点、また市民から寄せられた意見等から、基本計画見直しの基本方針を3点掲げてございます。

1点目は、参画と協働の考え方にに基づき、見直し原案の作成段階から市民の参加を得て、最終的に市民提案の形で審議会に諮るというものでございます。基本計画の見直しに当たりましては、平成16年度より市民参画を目的とした人材育成講座を開催しまして、幅広く市民の参加を得て準備を進めてまいっているところでございます。今年度も、新たに参加していただく環境基本計画見直し市民委員を募集しておりまして、昨年度までの講座に参加していただいた方を含めまして、現在23名の方から申し込みをいただいております。なお、募集期間が今月の15日までとなっております、さらに参加者が増えることを期待しております。

す。そして、その委員の方々によりまして、今月の26日から会議を持ちまして見直し作業をスタートさせる予定でございます。

2つ目でございますけれども、施策の推進状況や数値目標について内容を精査し、現況に適合するものを構築することでございます。これは市民意見にもございましたように、各部署で積極的な取り組みを行っておりますが、数値としてあらわれることがなければ、市民には非常にわかりにくいというものになってございます。そういった関係で、数値を設定すべきかどうかとの検討も含め、現況に適したものを構築する必要があると考えております。

それと3点目でございますけれども、より多くの市民の方に触れるよう、広報を工夫するとともに、電子媒体などを利用した公表を実施するというもので、広報だけではなく、よりわかりやすい記述、表現も織り込むよう留意したいと考えております。

それと、冒頭に会長さんのほうからご指摘がございました第4次長期総合計画との関係、これにつきましても、庁内横断的に調整してまいりたいと考えております。現在のところ、そういう形で、まず環境基本計画の今までいただいた基本の中で基本的な方針で、あとは部会の中で、事業の内容につきましては、それぞれの計画の総合性をとっていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いをいたします。

会 長 ありがとうございます。それでは、ただいま基本方針等についてもお示しいただきましたので、この点、皆様方と意見交換をして、基本的な進め方を確認といいますか、きちっと定めていきたいと思っております。資料3のほうにもあわせてスケジュールがございまして、このスケジュールもあわせて見る必要があるんじゃないかというようには思うのですが、このほうはどうしましょう。みなさん方、一度説明いただいたほうがいいですね。進め方を理解した上で討議をするということにします。

じゃ、あわせて資料3のほう、ご説明をお願いします。

事務局B 失礼いたします。会長さんのほうからただいまのようなご意見がございましたので、資料3のほうも一括してご説明させていただきます。

お手元の資料3でございますけれども、先ほどご説明の中でも申し上げましたが、このたびの基本計画につきましては、市民の方々の応募者によって見直し案を作成して、それを提案するという方式をとらせていただきたいと考えております。したがって、この環境審議会も見直し作業に並行いたしまして、作業進行の段階、それぞれの区切りに応じて開催したいと考えております。

まず、本日の平成18年度第1回環境審議会、第1回というのは、この18年度の第1回ということでございます。先ほど基本計画見直しの諮問を受けまして、見直しについての方針等をご審議いただきたいというふうに思っております。この後、現在募集中の見直し委員さんの方々の第1回の会合が、その右の欄に書いてございますように、6月26日の月曜日に開催いたしまして、それぞれの委員さんへの委嘱状の交付とともに、まず初めの会合でもありますので、委員さん方のコミュニケーションを図るための交流ワークを持ちたいと考えております。そして、この場でご審議していただいた基本計画の見直しについての方針などの説明を行って、参加者の共通の理解が得られるように図ってまいりたいと、このように考えております。

続きまして、今年度の第2回の審議会でございますけれども、ちょっとここで断わり申し上げておかなければいけないのですが、そこで7月、8月、9月、10月というように、月ごとのくくりになっておるんですが、そこで第2回の環境審議会、7月の一番当初に書いてあるんですが、これは何も7月の初めに開催するという意味ではございません。3回からずっと6回の審議会につきましても、このくくりの中で、その開催の時点をあらわしているものではございませんので、若干誤解を与えるような表現になっております。申しわけございません。

それで、第2回目の審議会につきましては、見直し作業の第2回から6回ぐらいの内容を受けまして、その経過報告とともに、昨年度、17年度の年次報告書の素案について審議していただく予定をしております。それで、大体時期的には8月の後半の開催を予定しております。

第3回目の審議会につきましては、9月から10月にかけて開催します見直し作業の7回から10回の対応において、その中で部会を設定い

たしまして、部会ごとに抽出された課題なり、施策の推進のプロジェクトの検討案について審議していただこうと、こういうように考えております。

それから、第4回目の審議会でございますけれども、まず12月の中ごろまでには公表したいと考えております、この見直し案の中間案でございますけれども、その中間案について審議して調整をしていただくために、12月の初めには開催をしたいと、こういうように思っております。この中間案でございますけれども、中間案を公表いたしまして市民の方々からパブリックコメントを募った後に、見直し作業において、その意見を反映した形で答申案を作成いたしますけれども、5回目の審議会におきましては、その答申案について審議し、調整を行っていただくために、来年の1月の下旬ごろには開催しなければいけないのではないかと考えております。

そして、今年度、一応最終の6回目の審議会でございますけれども、新たな環境基本計画の答申を当審議会から行っていただく。それを受けまして、基本計画の最終案を作成しまして、それぞれ庁内調整などを経た後に、年度内に新たな環境基本計画として公表を予定しているところでございます。

なお、このスケジュールの中では触れておらないのですけれども、庁内調整のための組織についてですが、まだ現在のところ、庁内調整組織は立ち上げていないんですけれども、できるだけ早期に立ち上げまして、見直し作業の進行状況等、この審議会との開催スケジュールにあわせまして、庁内調整を行った後に、各区切りに応じましてその審議会に臨むという、こういう形をとりたいと考えております。

以上、簡単でございますけれども、今後のスケジュールでございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

会 長 ありがとうございます。そうしましたら、資料2、3を一緒に扱っていただいて、時間的には30分ぐらいは十分にご議論いただけるかと思っておりますので、どうぞ、この進め方に関するご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

事務局B 先ほど会長さんのほうから、環境基本条例の基本理念ということにつ

いて、事務局のほうからというお話がございましたので、補足にはなりませんけれども、基本理念について簡単にご説明させていただきます。

環境基本条例の第2条に、基本理念ということで4つの項目として挙がっておりますが、まず環境の保全及び創造につきましては、積極的に推進されなければならないというのが第1点でございます。

それから、第2点目の理念でございますけれども、市、事業者及び市民が自らの活動と環境との関わりを認識し、環境への十分な配慮を行うことにより、環境の保全と創造が推進されなければならないということが2番目の理念でございます。

それから、3番目の理念につきましては、市、事業者及び市民の全てがそれぞれの責務を自覚して、相互に協力、連携して推進されなければならないというのが3点目でございます。

もう1点、4点あるのですけれども、4点目は1、2、3を包括した考え方で、それぞれ、市と事業者、それから市民が自らの課題であることを認識して、日常生活ないしは事業活動において環境の保全及び創造について積極的に推進されなければならないと。1番から3番までにちょっと重複した格好にはなると思いますけれども、包括的な理念でございます。

以上が、環境基本条例に載っております基本理念ということでございます。

会 長 ありがとうございます。どうぞ、ご意見を賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。

まず、今回の策定に当たっては、市民の参画をさらにこれまで以上に発展させるという観点から、先ほどおっしゃった見直し作業において、これまで講座とおっしゃった、ある種のプラットフォーム、場所をつくって、そこにご参画いただいている方々に、この見直し作業に直接ご参加いただくということを考えているというご説明でしたね。その人数も現在のところ、応募されている方が20数名いらっしゃるということでございますが、こういう参画の形態は今回初めてとるわけでございますので、大変いいことだというふうに思っているのですが、同時に、この審議会には、市民委員という形で新たにご参加いただいている委員の方

がいらっしやいますね。

そうしますと、その市民委員の方と、見直し作業をされる委員の方の間で、どのように、これからシェアといいますか、互いに交流させていくというか、役割を展開していくかということについては、いろいろご意見があるかなと思うのですが、これは事務局に伺うんじゃなくて、ぜひ市民の委員の方からもご意見を出していただいて、効果的な参画と連携ができるようお願いしたいなと私は思っております。そういう点で、ぜひご意見をとと思うんですが、いかがでしょうか。

それじゃ、竹重委員さん。

委員 G この種の、市民を入れて、計画を見直すとか、計画をつくるとか、なかなか難しいですよ。それで、市民といっても、いろいろたくさんの方の人がおられるし。私は、見直しの原案とか何か、イニシアティブの基本というのは、やっぱり事務局というか、市がまず作るべきと思うんですね。何もなしで、適当に検討せよとか、何が問題かとかいうんじゃないで、何かリードしていくものを作っておかないと、なかなか、まとまらないのではないかなと思うんですね。私はいろんなことに関係しておったので。

ということで、ちょっと言い方がまずいかもわかりませんが、ただ、ぱっと市民にぶつけて、意見があるとかないとかじゃなくて、何かガイドになるようなものを、ちょっと言いにくいけれども、作るべきではないかなというようなことを、今、直感ですけど、そう思ったんです。

会 長 ありがとうございます。いかがでしょうか。特に、内容に関する議論はこれから直接お出しいただくと思うんですが、進め方に関するご意見、ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

委員 H 私も、この見直し作業に市民意見を反映するということで、市民募集があるというのを見ましたので、わあ、すごいことだな、画期的なことだなということで、すごくよいことだとは思いましたがけれども、これを具体的にするにはどうするのかというのを、もうちょっと詳しく市のほうからご説明もいただきたいなと思って、今日。私たちが傍聴に行って、

本当に市民の皆さんの意見も聞くべきかと思ったりしますけれども。この、第1回、2回、3回、4回、5回、6回、何月にすると言われていきますけれども、どんなふうに進めるのかをまずお聞きしたいと思うんですけれども。ちょっとよくわからなくて。

会 長 どうでしょうか、伺うとなると、また構えはるよね。伺いましょうか。模索なさっておられるのかなと、好意的には感じているんですが。ですから、例えば、その場では司会とか運営は基本的には事務局がされると理解していいのでしょうか。そういう理解をしていいのでしょうか。

事務局 B そうですね、コーディネーターといたしますか、そういった専門の方を入れまして、そういう方に進行していただくというふうに考えています。

会 長 そのような役割を演じる方をお願いするケースもあるということですね。それは展開次第であると。

事務局 A これは委託でもお願いをして。

会 長 なるほど。私がちょっと伺ったのは、ここの市民委員の方は、例えば、こちらの見直し作業の会議には招かれるというよりも、積極的に伺っていいのかどうかですね、そこなんですよ。

事務局 B ただいまのご質問ですけれども、うちの審議会の委員さんも、そういう見直し作業にご参加いただけるのでしたら、参加していただいたほうがよりいいんじゃないかと、私どものほうでは考えております。回数が多いので、なかなか日程的に難しいところもあるかと思いますけれども、ご参加いただけるのでしたら、そういうご意見を反映させていただいて、よりよいものにしていただければというふうに思っております。

それと、先ほど竹重委員さんからもご意見をいただきましたけれども、行政のほうから原案をというご意見があったんですが、従来そういう形で計画案とか、そういうようなのが今までよく作られていたんですけれども、行政の側が原案をつくれれば、一般的には、それを追認するという形で、どうしても行政主導になってしまうというふうな流れになっておまして、そのあたり、以前からそういう批判というんですか、もう少し考えたらいいんじゃないかというお声もいただいておりますので、今回につきましては、何も市民委員さんに丸投げとするんじゃないしに、市民委員さんと、それから我々行政の立場、それから事業者の代表の方々、

それぞれが対等の立場で、お互いにそういうプランを出し合って基本計画の案を作っていくというふうに考えておりますので、丸々行政の案が反映されないということにもならないんじゃないかと考えております。

会 長 いかがでしょうか。

はい、どうぞ、安藤委員さん。

委員 A 環境の問題は、ごみの問題から、また他のいろんな問題があるんですが、ほかの市町村と比較してとか、海外のモデル的な都市とか、基準が我々は全然わからないわけで、その辺の調査といいますか、明石市はこの程度ですよと、望ましいところはこの辺ですよとか、原点はごみを出さないことですよとか、いろんな意味で、その方向性と、それから比較できる対象のもの、これは市民の方も我々も全然わからないですからね。

シンガポールがどうだとか、ヨーロッパがどうだとか、ちょっと旅行に行ったりした感じで、そういう意見を聞くことはあるんですが、はっきり言うと、井戸知事にも言われていますが、明石は非常に汚い。汚いというのと、ごみを焼却するとか、安易に工場でもごみ収集、有料で引き取ってもらえばそれでいいんだという、当事者は、どっちかというたら、そこまで理念がなしに安易に流れているんじゃないでしょうか。

その辺をどういうふうに誘導していくか、難しい言葉で、市民参画でただ並べたというんじゃないくて、現実には将来のことを思ってするには、やはり目標数値といいますか、モデルケースといいますか、何かそういうものもデータがあれば、お聞かせ願ったらわかりやすくなるんじゃないかというふうに思います。

以上です。

会 長 ありがとうございます。どうぞ、ご意見を反映する形で進めていきたいと思います。

佐々木委員さん、どうぞ。

委員 F 今回の事務局の説明を聞いておりますと、非常におもしろいやり方をされるようで、行政としては別に何にも最初に骨はつくらない、市民の方が自由に発言してもらって、自由に組み立てていくというふうに理解したんですけども、そういうやり方はあんまり今まではやっていないんですね。だから、僕は非常に賛成なんですけどね。そういうやり方をど

んどん明石市もやっていけばいいと思うんですね。

ところが、おもしろい試みなんやけども、まとめるのは相当苦労されるだろうと思います。苦労していただいて、まとめていただいたらいいと思うんですけれども、ただ、僕もそういうやり方で一遍、別の項目で自分自身の会でやってみたことがあるんですけれども、本当にまとまりにくいけども気をつけないといけないのは、人の意見からその意見を批判するとか、それをつぶしにかかるかということ、最初からルールとして厳禁されたほうがいいんじゃないかと思うんですね。

こういうフリーの発言というのは、前もってある程度知識のある人とか、声の大きい人とか、押しの強い人が勝つ場合が多いので、それをやっちはいけないと思うんですね。声の小さい人、知識のない人でも堂々と意見が言えるという雰囲気をつくるためには、人の意見を絶対に批判しないというふうなところから進めていく。意見の、そこからの拡張とか飛躍はいいと思うんですけど、批判はしないというふうな形で進めていただけたらと、これはご要望ですけども、趣旨には非常に賛成しております。

以上でございます。

会 長 ありがとうございます。いかがでしょうか。ご賛同いただいております。

じゃ、工藤委員さん。

委員 E 私も、新しい試みであるということで、ぜひトップダウン型ではない形で一度試みられるということで、少し楽しみにはしております。うまくいかないというネガティブな予測というのは十分あると思うんですが、もしいかなかった場合は、もう一度考えたらいいと思います。新しい試みをされる場合は、そのぐらい気楽に考えられて、トライ・アンド・エラーが決して悪いことではないと思いますので、そういうふう考えられて、ぜひ第一歩を踏み出していただければと思っています。

会 長 いかがでしょうか。

川下委員さん、どうぞ。

委員 D 伺わせていただいて、市民さんのご意見と自治体さんのと、どうなんでしょうね。アプローチされるときに、基本的な考え、バックボーンと

なるものは、やはり施策側のほうが腹案として持っておくべきだと思うんですよ。例えば、企業の場合でも、事業を行うときには基本案というところは、方向づけというのはやはりトップが示すべきで、ですから、それを審議のときに冒頭に出してしまえば決まってしまうので、逆に、腹案は持っておいて、審議されている市民の方の意見のよい考えとか、それと競合しながら進めていくのがいいと思います。ですから、腹案は持っておきながら、それは示さずに、というのがいいかなというふうに思うんですけども。内容的には、すごく望ましいプロセスだと思っております。

会 長 大前提が、この明石市の環境基本計画の見直しということの、見直しの意味なんですよ。この中間年の見直しというのは、それまでに掲げてきたところの基本線で、時代背景的に大きく変わったところは何かという判断を事務局がやっぱりやっておかないといけない。それは、大きくは変わっていないというところに関しては、これは骨として、場合によっては後ほどの議論の中では生かすものであるというスタンスがなければ、中間年の見直しという意味ではないんです、計画はその段階で終了しちゃうわけですから。少なくとも、あと5年間についての基本的な方向は、私どもは5年前に描いたんです。ただ、時代背景的に、どこが不十分なのかということについての見直しを図っていくということですから、全く白地だというように、もし市民の方がお考えだとしたら、そのところは事務局を通して、私ども審議会の意見は申し上げないといけないと思っております。

今おっしゃっておられるように、参画の方式とか、参画の実際、つまり、達成度であるとかということでは非常に不十分であるという総括をなさっておられるんですね。これは本当におっしゃっておられるとおりなので、この点を踏まえて、現時点で20数名とおっしゃっておられますけど、もっと多くの方々が直接参画をしながら、この環境基本計画の方向をご議論いただくというのは大変すばらしいことだと私は思います。

もし、先ほどご心配になったように、私どもの考えていることと少し向きが違うなということが出てまいりましたら、これはここで十分にご

議論いただけたらいいんだと思っていますので、この場が少なくとも3回ないし4回予定されておりますので、市民意見を伺いながらここで十分に議論していったらいいと思いますから、ぜひ、それは役割の分担と
いいですか、私どもとしては分かち合いという形で、積極的にそういう活動を進めていただくことをご支援したいし、我々も賛同したいと思っております。ぜひ、特に市民委員の方はお出いただけると大変ありがたいと思
いますけども、ただ、これは強制ではございませんで、ボランティアとしてお出いただけたらと思います。

いかがでしょうか。橋本さんはどうですか。

委員 I 今会長がおっしゃっていただいた意見とちょっと似ているんですけども、やはり環境基本計画の中間点での見直しということで、企業の事業計画でもそうなんですけども、その際に、最初の計画を設定したときと何が条件的に変わっているのか、これは最初に押さえておかないと、議論として非常に拡散してしまうと思うんですね。それは、先ほどおっしゃったように、ある程度事務局のほうで、こういう状況が当初計画を組んだときと変わっているよと、それについて特に市民の皆さんにご意見をいただきたいと、こういう提起の仕方は必要だと思います。

それと、もうひとつは、市民の方ですから、当然、生活者としての意見、いろいろお持ちだと思
うんですが、場合によっては若干偏ることも出てくるかなと。そのときにバランスの目配り、これもやはり事務局の方をお願いしないと、どうしても1つの意見に集中してしまう可能性もあると思
いますので、非常に大変だと思いますけども、その辺のご配慮がお願いできたらというように考えています。ただ、基本的に市民の方の意見を反映させるというのは非常におもしろい、いい内容だと思
いますので、ちょっとご苦勞をかけますけども、よろしくお願
いしたいと思
います。

会 長 いかがでしょうか。垣内さん、いかがですか。

委員 C 私も、今期初めてこういった会議に参加させてもらって、明石市の環境の基本計画自体があまりわからずに、この明石市の環境レポートというのを先日送っていただいて、目を通させてもらったんですけど、今回の企画なんですけど、市民のパブリックコメントというのは、私もすご

く画期的な方法だと思うんですけども、実際に自分が市民委員として、こういう会に参加した場合なんですけれども、私は昨年から環境のほうの勉強もさせてもらったので、以前の勉強する前のレベルからいけば、勉強した後の知識というのは、やっぱりかなり変わってくるんですけど。

そのときの目線というものなんですけど、実際にこういう会を開かれて、私がふと思ったのは、この環境基本計画の見直しの中で、明石市としては全般にいろんなことを見直していこうと進めるのか、それとも、例えば今京都議定書で言われているような温室効果ガスの削減を重点的に持っていくのか、それとも、3R、まず物の発生を減らすというのを持っていくのか、その辺がすごくあいまいで、私がこういった会に行ったときには、まず何を意見として言えばいいのかというのが、そういうような方向性が見えなかったら、まず参加しても周りの様子をうかがうような感じで、具体的には、じゃ、こういうふうにすればいいのかというような意見は、自分の中でもまとまらないと私は思うんですね。

今日も、いろいろ議論を聞いて様子をうかがいながら、結局ここに座っていて、その趣旨がやっぱり見えない、どこに絞り込むかという、だから絞り込みが必要でないから全般でというふうに、今回こういう企画をされているのか、その辺はどうなんでしょうか。

会 長 どうですか。

事務局 B それでは、先ほどからいろいろと事務局について温かいご意見をいただいて、ほんとうにありがたく思っているんですけど、垣内委員さんのご質問なんですけれども、我々、市、事務局の側といたしましては、全般に見直すという、いわゆるフルモデルチェンジというふうには考えておりません。ある程度、当初に、この環境基本計画を審議会の中で十分議論していただいたこともありまして、何も、全く変えてしまう必要もないところまでさわる必要はないんじゃないかというふうに考えております。じゃ、どこをどうさわるのかというふうな形になってくるんですが、それで先ほど会長さんなり、橋本委員さんなりからご意見いただきましたように、当初に基本計画をつくった段階から何がどういうふうに変わっているのか、そのあたりを整理していった上で、その変わったことに対して、じゃ、どういうふうに対処していけばいいのか、その辺を

的を絞った上で、見直し作業の中へ行政の考え方として示したいというふうに考えています。それと、その中で、委員さんの中から、いや、こういうところも変わっているんじゃないか、もっとこの辺も全体的に見直したらいいんじゃないかという意見も出ようかと思うんですが、それは、その場でまたご議論していただくというふうに考えておるんですけどもね。

先ほどの中でもいろんなご意見をいただいたんですが、見直しの委員さん、今現在23名の委員さんにご参加いただいているんですが、私ども、今回この募集に当たりまして、特に定員は設けていないんです。といいますのは、少数の委員さんであれば、その中の、言い方は悪いんですが、偏った意見の方に流されてしまうという可能性もございますし、声の大きな方が意見を通してしまうということもございますので、できるだけ、そのあたりを広い範囲で考えていただこうかということで、特に定員は設けておらず、できるだけ多くの方に参画していただいて、より広い意味での意見がいただけるような形になればというふうに思っております。そんなところで、よろしゅうございますでしょうか。

会 長 垣内さん、どうです。

委員 C ありがとうございます。今お話を聞いていて、広い意味の意見というのは、ほんとうにみなさんの視野が広がるという意味では、すごく画期的でいいと思うんですけれども、実際に、広い意味の意見であっても、例えば第1回開催されるまでに、今回のテーマはこれでもいいこうという各テーマに沿って、そのテーマの広い意見というふうな方向で、何度か審議を進めたほうが、意見的には同じ議題に向かった幅広い意見というので、回を重ねていくにも内容の濃い画期的な会になったほうがいいと思うので、私の個人的な意見で申しわけないんですけれども、私がそこに参加させてもらうのであれば、まず今回はこのテーマについて議論したいというような、テーマは1つでも2つでもいいと思うんですけれども、何でもいいから広い意味で意見を言ってくれというのは、もうばらばらになって、なかなか前に進まないのではないかと思うんですけれども、よろしく願いいたします。

事務局 B おっしゃるとおりでございます。もちろん、会合ごとに何もなしで臨

むというわけじゃございませんで、その都度、その都度テーマを定めて、これについては、こういう資料に基づいて議論をしていただきたいということで、当然、会議を始めるまでの間に、事前にできるだけ早いうちに資料なり、そういう、考えていただく基本となるような材料を提供させていただいて会議を進めたいと、その都度のテーマを設けさせてもらいたいというふうに思っています。

会 長 ありがとうございました。資料3をよく見ると、第1回目の環境審議会は、私ども、この環境基本計画見直しについて、基本的な方向はどうなんだろうということを中心に意見を交換していただくわけですが、その中で事務局のご提案は、見直し作業に関して市民委員の交流ワークといったような形式をとっていきたい、第1回目は6月26日ですよと。そのときには、基本計画見直しの方針について少しお諮りをしたいという主題が出ていますね。この主題は今日の見直しの基本方針の3点を打ち出して、できたらご意見をいただきたいということを事務局がご提案されていると思います。この提案でおおむねいいのかどうかですね。

それから、第2回は、私どもの環境審議会は、見直し作業の経過を8月末に報告を受けるということです。報告を受けるということは、明石市の環境の状況、これは市民の目から見て、どこがよくなったとか、悪くなったとか、生活者の実感からのご報告いただき、事務局、行政当局として把握なさっておられる状況、それから基本計画についての達成度は事務局としても判断される。これに関する市民の生活観から見た御意見が交流ワーク第4回、5回、6回を通じて出てくるということだと思っんですね。

それを受けて、私ども審議会の中で、市民のほうからはこういう意見が出ていますよということ交換するわけですね。その中で、多分、大事なことなんですけど、どういう部会なり、課題を抽出して、できれば見直し作業を、交流ワークを開催してほしいですねという方向づけが、私どもが参画できれば、これはボールの投げ合いをすることになるんです。こういう形になると、市民の方々と審議会は、チームを組んで事が進んでいくということになると思いますので、ぜひ第2回、第3回の、特に第2回の審議会が非常に重要であると思います。どういう部会に分

かれてご審議いただくかについては、できたら第2回の環境審議会でも少し意見交換をさせていただきたいと思っています。

これはなぜかという、先ほどおっしゃったように、温暖化対策はどうするんですか、3Rはどうするんですか。あるいは、明石市の自然を保全するという上で、この5年間の経過はどうだったですか。今後5年間、さらによくなるのか、悪くなるのか、どういう方策が必要になるのか。そういう施策の重要な柱というものについて、部会構成をとるのか、いや、そうじゃなくて参画の形態に関して幾つもあるんじゃないかということでご議論いただくのか、これはやはり非常に重要な分かれ道になるだろうなと思っていますので、ぜひ、そういったところをご審議いただいて、多分この7月にご議論いただいた結果が10月に出てくるのかなど。8月、9月と継続されたものが、10月の末になっているかもしれないけども、第3回の環境審議会では部会検討案についての審議という形になるだろうと思います。

そういうやりとりだということで、私どもとしては理解したいと思いますが、見直し作業の中には部会があって、その後、課題抽出、プロジェクト策定と、かなり先を走った言葉が出ておりますので、これはかなりスケジュール的には大変だろうと想像しております。プロジェクトって何ですかというあたりも、次回ご説明いただくほうが、私どもとしては意見を申しやすいかと思えますね。

榎本委員さん、いかがでしょうか。

委員 B いわゆるこの進め方というところでの意見になるんですけども、基本的に、今回のこのテーマ、基本計画の見直しという部分はもう明確になっておるわけなんですね。そこから派生する、こういった見直しの部分があるのかというピックアップから始まりまして、それをまず見直し作業のチームでもんでいただくという中で、今回、参画と協働という流れで、いわゆる市民と行政が同レベルに立って、同じフィールドで意見交換をして、その部分で1つのものを出してくるというような流れかと思うんですけども、これは、みなさんがおっしゃっているように、非常にすばらしいやり方であろうというふうに思います。ですから、このやり方、流れに対しては非常に賛成をしております。

ただ、やはり、いろんな部分で問題が、いろんなご意見が出たように、あると思うんですね。1つは、その見直し作業の中で、いかにコーディネートしてやっていくのかという中で、また、その見直し作業班と、この環境審議会とのリンク、じゃ、どう持っていくのかというのもまた出てくると。それから、最終的にこの審議会で諮問した部分が、冒頭ございました、第4次長期総合計画との絡みというのもやはり考えなくてはいけないというのはあるんですけども、今回の基本計画の見直しについての、この方法、やり方というのは、1つの参画と協働というのを明確に言い表したスタイルかというふうに思います。

会長 ありがとうございます。時間が最初にお約束いただきました11時を回っておりますけれども、さらにご意見、伺うことはございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

じゃ、進め方に関しては、今申し上げたような形で、審議会、見直し班、ワークチーム等の中で連携してやっていくということについては、皆様方のご支持をいただいた、ご賛同いただいたということで進めてまいりたいと思います。

次の第2回の環境審議会の中では、平成17年度年次報告書素案審議ということがございます。ただ、これ、年次報告書ではありますけども、前半期の5年間の1つのまとめみたいなのところがございますので、あまり文章の審議という形態をとらずに、可能な限り5年間の総括ができて、それをこの基本計画の見直しに、審議会としてはどう当たっていくかということについて議論したいなど。

その要点は、できれば事前に委員さんに送っていただけませんか。そうでないと、当日見たのでは、私ども、大変つらいので、事前に各委員さんに送っていただくということを徹底していただきたいと思います。これは要望でございます。よろしゅうございますか。はい、ありがとうございました。

それじゃ、今後のスケジュールまで含めてご議論をいただきました。その他の事項は何かございますでしょうか。よろしいですか。

事務局B 事務局のほうからは特にございません、委員さんのほうで申し上げましたので。

会 長　　そうでございますか。じゃ、先程来ございましたので、26日、7月12日、7月24日と開催される見直し作業にぜひ多くの関係者の方、ご参加いただく。今日、傍聴なさっておられる方々もぜひご参加いただいて、いい案をつくる行動ができればと思っています。私ども、期待をしたいし、私も参画したいんですが、なかなか日程が合いませんので、申しわけございませんが、参加された方で一定の方向を出していただけたらと思っております。

　　じゃ、今日は早朝よりお集まりいただきまして、ありがとうございました。以上で第30回の環境審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。

（閉会　午前11時11分）